

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

制 定 平成9年9月1日
(最終改正) 平成18年7月1日
丸國証券株式会社

1. 当社は、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行なうに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行なうとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、委託販売団に参加した場合は、下記の方法で配分を行ないます。この場合お客様の参加のお申込は、当社が委託販売団に参加申込みをする日の前日迄といたします。（詳しくは営業部店にお問い合わせください。）
 - (1) お客様の数が委託販売団からの割当数量を上回る場合は 100%抽選で配分を行ないます。この場合の配分数量は1単位といたします。なお、抽選にあたっては、抽選対象となるお客様の新規公開株のお申込みに番号を付し、その番号を対象に抽選を行ないます。
 - (2) お客様の数が委託販売団からの割当数量と同数か下回った場合には1単位を配分し、残余数量に対しては抽選を行ないます。
4. 上記3. 以外の配分については、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行ないます。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。
 - (1) 新規公開株の場合
新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。
新規公開株の抽選は、次の要領で行います。
 - ① 抽選は、ブックビルディング期間中に当社抽選口に行なわれた需要申告又は配分の申込みのうち、個人のお客様からのものを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後4時以降）に当社が行ないます。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の10%以上を当該抽選に付すことといたします。

なお、できるだけ多くのお客様に配分が行なわれるよう、一のお客様からの抽選の申込み数量の上限は10単位、一のお客様への当選数量の上限は10単位としております。

- ② 抽選にあたっては、抽選対象となる需要申告又は配分の申込み番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行ないます。
- ③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることはありません。
- ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払い込みの要領を電話でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ⑤ 当選は、次に掲げるような場合には、その割合を引下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめ御了承ください。

イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ 個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合

ハ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

ニ 抽選を行なう数量が5単位に満たない場合

- (2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしております。

① 適合性の原則に関する基準

弊社は、過去の投資経験が1年以上あり、さらに、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行なうこととしております。そのため、過去1年間に5回以上のお取引を弊社で行なっていたいただいたお客様を中心に配分を行ないます。そのため、新たに新規公開株の入手のための口座開設はお断りしておりますので、ご了承ください。

② 短期売買の排除に関する基準

弊社は、新規公開株の公開後の株価動向の推移を重視しております。そのため、長期保有をしていただけるお客様を重視しております。そのため、新規公開株を入手した後、一定期間保有していただけるお客様を中心に配分を行ないます。つきましては、お申込みの段階にお客様に保有に関する意思をご確認させていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

弊社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の

状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様を優先して配分を行ないます。そのため、過去に行なわれた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客様以外のお客様への配分（以下「その他の配分」という。）につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記（2）の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

5. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、同一顧客に過度に集中するような配分は行なわないよう留意しております。

6. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなさったお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなさったお客様の両者の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合については、4.（1）①を参照）ただし、お客様から申告又は申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行なった結果、配分を行なうことがあります。

7. 需要申告及び配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。

8. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページ（<http://www.marukuni.co.jp>）及び営業部店の店頭においてお知らせいたします。

9. 個別の事案において、7. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行なう場合は、その変更の理由とともに8. に併せてお知らせいたします。

10. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行なわない等、証券取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定するもの、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に

不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行なわないこと、⑤同一顧客への過度な集中配分を行なわないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行なう等の不正な配分を行なわないなどその配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。

11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。